一　講習を行う機関、講習の期間及び受講者の人数等

講習を行う機関	講習の期間	受講者の人数	問い合わせ先
北海道教育大学	平成二十七年七月二十五日～八月十五日	三十名	北海道教育大学学務部教務課 電話〇一一（七七八）〇九四六
秋田大学	平成二十七年七月十四日～八月七日	五十名	秋田大学教育文化学部 電話〇一八（八八九）二五〇三
東北大学	平成二十七年六月二十九日～八月七日	百二十名	東北大学教育学部 電話〇二二（七九五）六一〇五
宇都宮大学	平成二十七年七月十五日～八月八日	百二十名	宇都宮大学企画広報部企画広報課 電話〇二八（六四九）五〇一五
静岡大学	平成二十七年七月二十七日～八月二十二日	五十名	静岡大学学術情報部研究協力課 電話〇五四（二三八）四三一七
新潟大学	平成二十七年七月二十七日～八月二十一日	六十名	新潟大学学務部教務課 電話〇二五（二六二）五五三二
金沢大学	平成二十七年七月二十一日～八月二十一日	五十名	金沢大学地域連携推進センター 電話〇七六（二六四）五二七二
和歌山大学	平成二十七年七月二十二日～八月二十一日	五十名	和歌山大学総務課地域連携室 電話〇七三（四二七）四六二三
広島大学	平成二十七年七月二十七日～八月二十一日	四十名	広島大学教育学研究科 電話〇八二（四二四）五六〇五
香川大学	平成二十七年六月二十六日～九月二十六日	三十名	香川大学教育・学生支援室 電話〇八七（八三二）一一四五
九州大学	平成二十七年七月十八日～八月十一日	八十名	九州大学学務部学務企画課 電話〇九二（八〇二）五九二四
熊本大学	平成二十七年七月二十日～八月二十一日	四十五名	熊本大学マーケティング推進部地域連携ユニット 電話〇九六（三四二）三一二一
国立教育政策研究所	平成二十七年七月二十二日～八月二十六日	百二十名	国立教育政策研究所社会教育実践研究センター企画課 電話〇三（三八二三）〇二四一
	平成二十八年一月二十日～二月二十六日	百二十名	

二　受講者の選定の方法

受講者の選定は、講習を行う機関が、関係都道府県の教育委員会及び文部科学省の関係職員をもって構成する運営委員会の意見を聴いて行うものとする。

○農林水産省告示第千六百二十四号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第六条第一項、第九条第三項、第十一条第一項、第十二条第一項及び第二十八条第一項の規定に基づき、同法第六条第一項の平均輸入価格、同法第九条第一項第一号ハの農林水産大臣の定める額、同法第十一条第一項の異性化糖標準価格、同法第十二条第一項の異性化糖平均供給価格及び同法第二十八条第一項の平均輸入価格を次のように定めたので、同法第六条第二項（同法第九条第四項、第十一条第六項、第十二条第二項及び第二十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、それぞれの適用期間と併せて告示する。

平成二十七年六月二十六日　　農林水産大臣　林　芳正

一　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第六条第一項の平均輸入価格

につき四三、七二〇円

適用期間　平成二十七年七月一日から九月三十日まで

二　農林水産大臣の定める額　零

適用期間　平成二十七年七月一日から九月三十日まで

三　異性化糖標準価格　一、〇〇〇キログラムにつき一一三、六三八円（うち消費税額及び地方消費税額分　八、四一八円）

適用期間　平成二十七年七月一日から九月三十日まで

四　異性化糖平均供給価格　一、〇〇〇キログラムにつき一三五、七三四円（うち消費税額及び地方消費税額分　一〇、〇五四円）

適用期間　平成二十七年七月一日から九月三十日まで

五　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第二十八条第一項の平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき六五、〇七〇円

適用期間　平成二十七年七月一日から九月三十日まで

○農林水産省告示第千六百二十五号

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）別表第二大中型まき網漁業の項第九号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定めた期間を次のように定める。

平成二十七年六月二十六日　　農林水産大臣　林　芳正

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令別表第二大中型まき網漁業の項第九号の農林水産大臣が定めた期間は、平成二十七年七月一日から同年九月三十日までとする。

○農林水産省告示第千六百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年六月二十六日　　農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　熊本県葦北郡芦北町大字海路字平谷迫一五四三の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年六月二十六日　　農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　熊本県八代市坂本町市ノ俣字森下九八〇、九八一、九九九、一〇〇一、一〇二七、一〇二八、一〇二九の一から一〇二九の六まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備